

輪島都市計画道路の変更（石川県決定）

1. 都市計画道路中 3・6・10 号鳳至町通り線を次のように変更する。
2. 都市計画道路中 3・6・11 号鳳至町河井町線を廃止する。

種別	名称		位置			区域	構造			備考	
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員		地表式の区間における鉄道等との交差の構造
幹線街路	3・6・10	鳳至町通り線	輪島市 鳳至町 稲荷町	輪島市 鳳至町 畠田	鳳至町	約 280m	地表式	2車線	11m	幹線街路と 平面交差2 箇所	

「区域及び構造は計画図表示の通り」

理由

今回、輪島都市計画道路について、近年の人口減少、少子高齢化の進行、公共投資の縮減等、社会情勢の変化と共に、まちづくりの方向性（歴史性、文化性の保全の重視、既存街並みの保存）や道路の必要性に変化が生じてきたため、長期末着手となっている路線について検証を行い、次のとおり変更する。

- 1) 3・6・10 鳳至町通り線は、昭和 14 年に幹線道路として決定された都市計画道路であり、現況としては、現道が県道、市道として供用されており、一定の交通処理機能を有している。
今回、鳳至町下町（都・袖ヶ浜線）から鳳至町稲荷町（都・釜屋谷塚田線）までの約 750 mについては、古くからの塗師屋の佇まいが残るまちなみ景観保全区域を一部通過する計画となっており、拡幅により、歴史的街並み景観の喪失が地域に与える影響が大きいことから、廃止するものである。また、併せて車線数を 2 車線に決定する。
- 2) 3・6・11 鳳至町河井町線は、昭和 14 年に幹線道路として決定された都市計画道路であり、現況としては、県道、市道として供用されており、一定の交通処理機能を有している。
今回、鳳至町鳳至丁（主・輪島浦上線）から河井町 1 部（都・河井町川岸通り線）までの約 330mについては、まちなみ景観保全区域を一部通過する計画となっており、拡幅により、歴史的街並み景観の喪失が地域に与える影響が大きいことから、廃止するものである。
また、河井町 1 部（都・河井町川岸通り線）から河井町 2 部（都・本町宅田線）までの区間約 340mについては、密集した住宅地を斜めに横断する計画とされており、本計画により多くの建物移転が伴うことから、地域コミュニティの喪失が危惧されることなどから、今回、路線廃止を行うものである。